

治験に係る業務に関する手順書

日本大学医学部附属板橋病院

改訂9：2005年9月30日
(初版作成：1998年1月27日)

治験に係る業務に関する手順書

目 次

第1章 目的と適用範囲	2
目的と適用範囲	2
第2章 病院長の業務	2
治験委託の申請等	2
治験実施の了承等	3
治験実施の契約等	3
治験の継続	4
治験実施計画書の変更	4
治験実施計画書からの逸脱	5
重篤な有害事象の発生	5
被験者の安全等に係わる情報の入手	5
治験の中止，中断及び終了	6
直接閲覧	6
第3章 治験審査委員会	6
治験審査委員会及び	
治験審査委員会事務局の設置	6
第4章 治験責任医師の業務	7
治験責任医師の要件	7
治験責任医師の責務	8
被験者の同意の取得	9
被験者に対する医療	10
治験実施計画書からの逸脱等	11
第5章 治験薬等の管理	11
治験薬等の管理	11
第6章 治験事務局	12
治験事務局の設置及び業務	12
第7章 記録の保存	12
記録の保存責任者	12
記録の保存期間	13

第1章 目的と適用範囲

(目的と適用範囲)

第1条 本手順書は厚生省令第28号<医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令>(平成9年3月27日)及び平成15年厚生労働省令第106号<医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の一部を改正する省令>(平成15年6月12日)及び平成14年法律第96号(平成14年7月31日)及び厚生労働省発医薬第0731011号(平成14年7月31日)及び平成15年政令第212号(平成15年4月23日)及び平成15年政令第213号(平成15年4月23日)及び平成15年厚生労働省令第89号(平成15年5月15日)及び平成15年厚生労働省告示第205号(平成15年5月15日)及び平成15年厚生労働省告示第206号(平成15年5月15日)及び薬発第430号(平成9年3月27日)及び医薬発第0515017号(平成15年5月15日)及び医薬発第0612001号(平成15年6月12日)及び医薬審発第0612001号(平成15年6月12日)及び医薬審発第0612004号(平成15年6月12日)及び薬食審査発第0805007号(平成15年8月5日)及び薬食審査発第0722014号(平成16年7月22日)もしくは厚生労働省令第171号<医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令>(平成16年12月20日)及び薬食発第1220008号(平成16年12月20日)及び薬食発第1221001号(平成16年12月21日)もしくは厚生労働省令第36号<医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令>(平成17年3月23日)及び薬食発第0720003号(平成17年7月20日)及び薬食機発第0720005号(平成17年7月20日)もしくは厚生労働省令第38号<医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令>(平成17年3月23日)に基づいて、治験の実施に必要な手続きと運営に関する手順を定めるものである。

- 2 本手順書は、医薬品及び医療機器の製造販売承認申請又は承認事項一部変更承認申請の際に提出すべき資料の収集のために行う治験に対して適用する。
- 3 製造販売後臨床試験を行う場合には、本手順書において、「治験」とあるのを「製造販売後臨床試験」と読み替えるものとする。
- 4 医療機器の治験を行う場合には、本手順書において、「医薬品」とあるのを「医療機器」、「治験薬」とあるのを「治験機器」、「被験薬」とあるのを「被験機器」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 5 本手順書の改訂及び廃止は、前項に示される法令に基づき、病院長の指示により治験審査委員会において審議し、部長会の承認を得て、病院長がこれを行う。

第2章 病院長の業務

(治験委託の申請等)

第 2 条 病院長は、事前に治験責任医師(自ら治験を実施する者を含む。以下同様)より提出された治験分担医師・協力者リスト(様式 4)に基づき、治験関連の重要な業務の一部を分担させる者の指名を行う。病院長が指名した治験分担医師・協力者指名リスト(様式 11)は、治験責任医師及び治験依頼者に各 1 部提出し、その写を保存するものとする。

- 2 病院長は、治験に関する治験責任医師と治験依頼者との文書による合意が成立した後、治験依頼者及び治験責任医師に治験依頼書(様式 1)及び治験申請書(様式 2)とともに治験の実施に係わる医師の履歴書(様式 5)、治験実施計画書等の審査に必要な資料を提出させるものとする。

(治験実施の了承等)

第 3 条 病院長は、治験責任医師に対して治験の実施を了承する前に、治験審査依頼書(様式 8)、治験の実施に係わる医師の履歴書(様式 5)及び治験実施計画書等の審査の対象となる文書を治験審査委員会に提出し、治験の実施について治験審査委員会の意見を求めるものとする。

- 2 病院長は、治験審査委員会が治験の実施を承認する決定を下し、又は治験実施計画書、症例報告書、同意文書及びその他の説明文書並びにその他の手順について何らかの修正を条件に治験の実施を承認する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく病院長の指示、決定を、治験審査結果報告書(様式 9)の写とともに治験の実施に関する通知書(様式 10)をもって、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
- 3 病院長は、治験審査委員会が、修正を条件に治験の実施を承認し、その点につき治験責任医師及び治験依頼者が治験実施計画書を修正した場合には、治験実施計画書等修正報告書(様式 26)及び該当する資料を提出させるものとする。また、治験実施計画書等修正報告書の写と該当する資料を治験審査委員会に提出し、治験審査委員会は修正事項の確認を行う。
- 4 病院長は、治験審査委員会が治験の実施を却下する決定を下し、その旨を通知してきた場合は、治験の実施を了承することはできない。病院長は、治験の実施を了承できない旨の病院長の決定を、治験審査結果報告書(様式 9)の写とともに治験の実施に関する通知書(様式 10)をもって、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。
- 5 病院長は、治験依頼者若しくは自ら治験を実施する者(以下「治験依頼者等」という)から治験審査委員会の審査結果を確認するために審査に用いられた治験実施計画書、症例報告書等の文書の入手を求める旨の申し出があった場合には、これに応じなければならない。

(治験実施の契約等)

第 4 条 病院長は、治験審査委員会の意見に基づいて治験の実施を了承した後、治験依頼者と治験の実施に関する契約書(様式 12)により契約を締結し、双方が記名又は署名し、捺印

と日付を付すものとする。

- 2 治験責任医師は、契約内容の確認のため治験契約書に記名・捺印又は署名するものとする。
- 3 治験審査委員会が修正を条件に治験の実施を承認した場合には、第3条第3項の治験実施計画書等修正報告書（様式26）により治験審査委員長が修正したことを確認した後に、治験の実施に関する契約書（様式12）により契約を締結するとともに、治験責任医師は本条前項に従うものとする。
- 4 治験契約書の内容を変更する際には、本条第1項に準じて治験契約の一部変更に関する覚書（様式13）を締結するとともに、治験責任医師は本条第2項に従うものとする。

（治験の継続）

第5条 病院長は、実施中の治験において少なくとも年1回、治験責任医師に治験の現況の概要報告書（様式14）を提出させ、治験審査依頼書（様式8）及び治験の現況の概要報告書（様式14）の写を治験審査委員会に提出し、治験の継続について治験審査委員会の意見を求めるものとする。

- 2 病院長は、治験審査委員会の審査結果に基づく病院長の指示、決定を、治験審査結果報告書（様式9）の写とともに治験の実施に関する通知書（様式10）をもって、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。修正を条件に承認する場合には、第3条第3項に準じるものとする。
- 3 病院長は、治験審査委員会が実施中の治験の継続審査等において、治験審査委員会が既に承認した事項の取消し（治験の中止又は中断を含む）の決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく病院長の指示、決定を、治験審査結果報告書（様式9）の写とともに治験の実施に関する通知書（様式10）をもって、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

（治験実施計画書の変更）

第6条 病院長は、治験期間中、治験審査委員会の審査対象となる文書が追加、更新又は改訂された場合は、治験責任医師又は治験依頼者から、それらの当該文書のすべてを速やかに提出させるものとする。

- 2 病院長は、治験責任医師及び治験依頼者より治験実施計画変更許可願（様式16）が提出された場合には、治験審査依頼書（様式8）及び治験実施計画変更許可願（様式16）の写を治験審査委員会に提出し、治験実施計画変更の内容について治験審査委員会の意見を求めるものとする。
- 3 病院長は、治験審査委員会の審査結果に基づく病院長の指示、決定を、治験審査結果報告書（様式9）の写とともに治験の実施に関する通知書（様式10）をもって、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。修正を条件に承認する場合には、第3条第3

項に準じるものとする。

- 4 病院長は、治験審査委員会が治験実施計画変更の審査等において、治験審査委員会が既に承認した事項の取消し（治験の中止又は中断を含む）の決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく病院長の指示、決定を、治験審査結果報告書（様式 9）の写とともに治験の実施に関する通知書（様式 10）をもって、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

（治験実施計画書からの逸脱）

第 7 条 病院長は、治験責任医師より治験実施計画書からの逸脱に関する報告（様式 18-1）があった場合は、治験依頼者にその旨を報告（様式 18-2）するとともに、治験審査委員会の意見を求め、病院長の指示、決定を治験審査結果報告書（様式 9）の写とともに治験の実施に関する通知書（様式 10）により、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

（重篤な有害事象の発生）

第 8 条 病院長は、治験責任医師より治験による重篤な有害事象に関する報告（様式 21）があり、治験薬との因果関係が否定できない場合は、治験審査依頼書（様式 8）及び治験による重篤な有害事象に関する報告書（様式 21）の写を治験審査委員会に提出し、治験の継続について治験審査委員会の意見を求めるものとする。

- 2 病院長は、治験審査委員会の審査結果に基づく病院長の指示、決定を、治験審査結果報告書（様式 9）の写とともに治験の実施に関する通知書（様式 10）をもって、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。修正を条件に承認する場合には、第 3 条第 3 項に準じるものとする。
- 3 病院長は、治験審査委員会が実施中の治験の継続審査等において、治験審査委員会が既に承認した事項の取消し（治験の中止又は中断を含む）の決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく病院長の指示、決定を、治験審査結果報告書（様式 9）の写とともに治験の実施に関する通知書（様式 10）をもって、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

（被験者の安全等に係わる情報の入手）

第 9 条 病院長は、依頼者等より被験者の安全等に係わる報告書（様式 15）を入手した場合は、治験審査依頼書（様式 8）及び被験者の安全等に係わる報告書（様式 15）の写を治験審査委員会に提出し、治験の継続について治験審査委員会の意見を求めるものとする。

なお、被験者の安全等に係わる情報には、以下のものが含まれる。

- (1) 他施設で発生した重篤で予測できない副作用（国内・海外）
- (2) 予測できる重篤な副作用の発現頻度の増加
- (3) 生命を脅かすような疾患に使用される治験薬が、その効果を有さないなどの情報
- (4) 変異原性、がん原性あるいは催奇形性など、被験者に重大な危険を示唆する成績

(5) その他

- 2 病院長は、治験審査委員会の審査結果に基づく病院長の指示、決定を、治験審査結果報告書（様式 9）の写とともに治験の実施に関する通知書（様式 10）をもって、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。修正を条件に承認する場合には、第 3 条第 3 項に準じるものとする。
- 3 病院長は、治験審査委員会が実施中の治験の継続審査等において、治験審査委員会が既に承認した事項の取消し（治験の中止又は中断を含む）の決定を下し、その旨を通知してきた場合は、これに基づく病院長の指示、決定を、治験審査結果報告書（様式 9）の写とともに治験の実施に関する通知書（様式 10）をもって、治験責任医師及び治験依頼者に通知するものとする。

（治験の中止、中断及び終了）

第 10 条 病院長は、治験依頼者等が治験の中止又は中断、若しくは被験薬の開発中止を決定し、その旨を文書（様式 22）で通知してきた場合は、治験責任医師及び治験審査委員会に対し、速やかにその旨を文書（様式 23-1, 23-2）により通知するものとする。なお、通知の文書には、中止又は中断についての詳細が説明されていなければならない。

- 2 病院長は、治験責任医師が治験を終了若しくは中止又は中断し、その旨を報告（様式 19）してきた場合は、治験依頼者及び治験審査委員会に対し、速やかに治験の終了に関する通知書（様式 20-1, 20-2）と治験終了報告書（様式 19）の写をもって、通知するものとする。

（直接閲覧）

第 11 条 病院長は、治験依頼者等によるモニタリング及び監査、治験審査委員会並びに国内外の規制当局による調査を受け入れるものとする。これらの場合には、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は国内外の規制当局の求めに応じ、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供するものとする。ただし、患者の個人情報の保護については十分に配慮するものとする。

- 2 病院長は、治験依頼者が監査を実施した場合は監査結果報告書の提出を、自ら治験を実施する者（又は委託された者）がモニタリング又は監査を実施した場合はモニタリング又は監査報告書の提出を求めるものとする。
- 3 病院長は、自ら治験を実施する者（又は委託された者）からモニタリング又は監査報告書を受け取ったときは、当該治験が適切に行われているかどうか又は適切に行われたかどうかについて、治験審査委員会の意見を聞かなければならない。

第 3 章 治験審査委員会

(治験審査委員会及び治験審査委員会事務局の設置)

第 12 条 病院長は、治験を行うことの適否、その他の治験に関する調査審議を行わせるため、治験審査委員会を院内に設置する。

2 病院長は、治験審査委員会の委員を選任し、治験審査委員会と協議の上、治験審査委員会業務手順書（治験審査委員会の運営の手続き及び記録の保存に関する業務手順書）を定めるものとする。

なお、治験依頼者等から、治験審査委員会業務手順書及び委員名簿の提示を求められた場合には、これに応ずるものとする。

3 病院長は、自らが設置した治験審査委員会に出席することはできるが、委員になること並びに審議及び採決に参加することはできない。

4 病院長は、治験審査委員会の業務の円滑化を図るために、治験審査委員会の運営に関する事務及び支援を行う者を指名し、治験審査委員会事務局を設置するものとする。

第 4 章 治験責任医師の業務

(治験責任医師の要件)

第 13 条 治験責任医師は、以下の要件を満たさなくてはならない。

(1) 治験責任医師は、教育・訓練及び経験によって、治験を適正に実施しうる者でなければならない。また、治験責任医師は、このことを証明する最新の履歴書（様式 5）及び治験分担医師を置く場合には当該治験分担医師の履歴書（様式 5）を、治験依頼者（治験責任医師が自ら治験を実施する者の場合は病院長）に提出するものとする。

(2) 治験責任医師は、治験依頼者と合意した治験実施計画書、最新の治験薬概要書、製品情報及び治験依頼者が提供するその他の文書に記載されている治験薬の適切な使用方法に十分精通していなければならない。

(3) 治験責任医師は、薬事法第 14 条第 3 項及び第 80 条の 2 に規定する基準並びに G C P を熟知し、これを遵守しなければならない。

(4) 治験責任医師は、治験依頼者によるモニタリング及び監査、治験審査委員会並びに国内外の規制当局による調査を受け入れなければならない。治験責任医師は、モニター、監査担当者、治験審査委員会又は国内外の規制当局の求めに応じて、原資料等の全ての治験関連記録を直接閲覧に供しなければならない。ただし、患者の個人情報の保護については十分に配慮するものとする。

(5) 治験責任医師は、合意された募集期間内に必要数の適格な被験者を集めることが可能であることを過去の実績等により示すことができなければならない。

(6) 治験責任医師は、合意された期間内に治験を適正に実施し、終了するに足る時間を有していなければならない。

(7) 治験責任医師は、治験を適正かつ安全に実施するため、治験の予定期間中に十分な数の治験分担医師及び治験協力者等の適格なスタッフを確保でき、また適切な設備を利用できなければならない。

- (8) 治験責任医師は、治験関連の重要な業務の一部を治験分担医師又は治験協力者に分担させる場合には、分担させる業務と分担させる者のリスト（様式4）を作成し、予め病院長に提出し、その指名を受けなければならない。
- (9) 治験責任医師は、治験分担医師、治験協力者等に、治験実施計画書、治験薬及び各人の業務について十分な情報を与え、指導及び監督しなければならない。

（治験責任医師の責務）

第14条 治験責任医師は次の事項を行う。

- (1) 治験実施計画書の被験者の選択・除外基準の設定及び治験を実施する際の個々の被験者の選定にあたっては、人権保護の観点から及び治験の目的に応じ、健康状態、症状、年齢、性別、同意能力、治験責任医師等との依存関係、他の治験への参加の有無等を考慮し、治験に参加を求めることの適否を慎重に検討すること。
- (2) 同意能力を欠く者については、当該治験の目的上、被験者とするのがやむを得ない場合を除き、原則として被験者とししないこと。
- (3) 社会的に弱い立場にある者（参加に伴う利益あるいは参加拒否による上位者の報復を予想することにより、治験への自発的参加の意思が不当に影響を受ける可能性のある個人）を被験者とする場合には、特に慎重な配慮を払わなくてはならないこと。
- (4) 治験実施計画書及び症例報告書について治験依頼者と合意する前に、治験依頼者から提供される治験実施計画書案、症例報告書案及び最新の治験薬概要書その他必要な資料・情報に基づき治験依頼者と協議し、当該治験を実施することの倫理的及び科学的妥当性について十分検討すること。治験実施計画書及び症例報告書が改訂される場合も同様である。
- (5) 自ら治験を実施しようとする場合、治験に関連して被験者に生じた健康被害（治験の実施の準備、管理又は実施に係る業務の一部を委託した場合に生じたものを含む。）に対する補償措置として、保険への加入の措置、副作用等の治療に関する医療体制の提供その他必要な措置を講じること。
なお、自ら治験を実施する者及び病院長は、治験に関連して被験者に生じた健康被害に対する補償措置を履行するために、補償に係る手順書を定めておかなければならない。
- (6) 治験実施の申請をする前に、治験依頼者の協力を得て、被験者から治験の参加に関する同意を得るために用いる説明文書及びその他の文書を作成する。
- (7) 治験実施前及び治験期間を通じて、治験審査委員会の審査の対象となる文書のうち、治験責任医師が提出すべき文書を最新のものにすること。当該文書が追加、更新又は改訂された場合は、その全てを速やかに病院長に提出すること。
- (8) 治験依頼の申し出があった場合、治験依頼者との合意を行った後、病院長に治験実施の申請（様式2）をすること。
- (9) 治験審査委員会が治験の実施又は継続を承認し、又は何らかの修正を条件に治験の実施又は継続を承認し、これに基づく病院長の指示、決定が文書（様式10）で通知された後に、その指示、決定に従って治験を開始又は継続すること。又は、治験審査委員会が実施中の治験に関して承認した事項を取消し（治験の中止又は中断を含む）、これに基づく病院長の指示、決定が文書で通知（様式10）された場合には、その指示、決定に従うこと。

- (10) 治験責任医師は、治験審査委員会が当該治験の実施を承認し、これに基づく病院長の指示、決定が文書で通知（様式 10）される前に、被験者を治験に参加させてはならない。
- (11) 本手順書第 17 条で規定する場合を除いて、治験実施計画書を遵守して治験を実施すること。
- (12) 治験薬を承認された治験実施計画書を遵守した方法のみで使用する。
- (13) 治験薬の正しい使用法を各被験者に説明、指示し、当該治験薬にとって適切な間隔で、各被験者が説明された指示を正しく守っているか否かを確認すること。
- (14) 実施中の治験において少なくとも年 1 回、病院長に治験の現況の概要報告書（様式 14）を提出すること。
- (15) 治験の実施に重大な影響を与え、又は被験者の危険を増大させるような治験のあらゆる変更について、病院長に速やかに許可願（様式 16）を提出するとともに、変更の可否について病院長の指示（様式 10）を受けること。
- (16) 治験実施中に重篤な有害事象が発生した場合は、重篤で予測できない副作用を特定した上で速やかに病院長及び治験依頼者に文書（様式 21）で報告するとともに、治験薬との因果関係が否定できない場合は治験の継続の可否について病院長の指示（様式 10）を受けること。
- (17) 病院長の通知により治験が中断され、又は中止されたことを知りえたときは、被験者に速やかにその旨を通知するとともに、適切な医療の提供その他必要な措置を講じなければならない。
- (18) 治験実施計画書の規定に従って正確な症例報告書を作成し、記名捺印又は署名し、治験依頼者に提出すること（治験責任医師が自ら治験を実施する者の場合は、自ら治験を実施する者が保存すること）。症例報告書の記載を変更し、又は修正するときは、その日付を記載して、これに捺印又は署名しなければならない。また治験分担医師が作成した症例報告書については、それらが治験依頼者に提出される前にその内容を点検し、問題がないことを確認した上で記名捺印又は署名するものとする。
- (19) 治験終了後、速やかに病院長に治験終了報告書（様式 19）を提出すること。なお、治験が中止又は中断された場合においても同様の手続きを行うこと。

（被験者の同意の取得）

第 15 条 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、被験者に対して説明文書及びその他の文書を用いて十分に説明し、治験への参加について自由意思による同意を文書（説明・同意書：様式 25）により得るものとする。

- 2 説明・同意書（様式 25）には、説明を行った治験責任医師又は治験分担医師、被験者が記名捺印又は署名し、各自日付を記入するものとする。なお、治験協力者が補足的な説明を行った場合には、当該治験協力者も記名捺印又は署名し、日付を記入するものとする。
- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者が治験に参加する前に、前項の規定に従って記名捺印又は署名と日付が記入された説明・同意書（様式 25）の写及び説明文書を被験者に渡さなければならない。また、被験者が治験に参加している間に、説明文書及びその他の文書が改訂された場合は、その都度新たに前項の規定に従って記名捺印又は署名と日

付を記入した説明・同意書（様式 25）の写及び改訂された説明文書等を被験者に渡さなければならない。

- 4 治験責任医師，治験分担医師及び治験協力者は，治験への参加又は治験への参加の継続に関し，被験者に強制したり又は不当な影響を及ぼしてはならない。
- 5 説明文書を読むことができない被験者となるべき者（G C P 省令第 50 条第 2 項に規定する被験者となるべき者を除く。）に対する説明及び同意は，立会人を立ち会わせての上で，行わなければならない。その立会人は，治験責任医師等及び治験協力者であってはならない。
- 6 説明文書及びその他の文書並びに説明に関して口頭で提供される情報には，被験者に権利を放棄させるかそれを疑わせる語句，又は治験責任医師，治験分担医師，治験協力者，医療機関，治験依頼者の法的責任を免除するかそれを疑わせる語句が含まれてはならない。
- 7 口頭及び文書による説明並びに説明文書には，被験者が理解可能で，可能な限り非専門的な言葉が用いられていなければならない。
- 8 治験責任医師又は治験分担医師は，同意を得る前に，被験者が質問をする機会と，治験に参加するか否かを判断するのに十分な時間を与えなければならない。その際，当該治験責任医師，治験分担医師又は補足的説明者としての治験協力者は，全ての質問に対して的確かつ正確に，また被験者が満足するよう答えなければならない。
- 9 被験者の同意に関連し得る新たな重要な情報が得られた場合には，治験責任医師は，速やかに当該情報に基づき説明文書等を改訂し，予め治験審査委員会の承認を得なければならない。また，治験責任医師又は治験分担医師は，すでに治験に参加している被験者に対しても，当該情報を速やかに被験者に伝え，治験に継続して参加するか否かについて，被験者の意思を確認するとともに，改訂された説明文書等を用いて改めて説明し，治験への参加の継続について被験者から自由意思による同意を文書で得なければならない。
- 10 治験に継続して参加するか否かについての被験者の意思に影響を与える可能性のある情報が得られた場合には，治験責任医師又は治験分担医師は，当該情報を速やかに被験者に伝え，治験に継続して参加するか否かについて被験者の意思を確認しなければならない。この場合，当該情報が被験者に伝えられたことを文書に記録しなければならない。
- 11 被験者の同意取得が困難な場合（例えば，未成年者や重度の痴呆患者を対象とする場合），非治療的治験を実施する場合，緊急状況下における救命的治験の場合及び被験者が説明文書等を読めない場合については，G C P 省令第 55 条，薬発第 430 号第 55 条，G C P 答申 7-2-2，7-2-3，7-2-4 及び 7-2-5 を遵守する。

（被験者に対する医療）

第 16 条 治験責任医師は、治験に関連する医療上の全ての判断に責任を負うものとする。

- 2 病院長及び治験責任医師は、被験者の治験参加期間中及びその後を通じ、治験に関連した臨床上問題となる全ての有害事象に対して、十分な医療が被験者に提供されることを保証するものとする。また、治験責任医師又は治験分担医師は、有害事象に対する医療が必要となったことを知った場合には、被験者にその旨を伝えなければならない。
- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者に他の主治医がいるか否かを確認し、被験者の同意のもとに、主治医に被験者の治験への参加について知らせなければならない。
- 4 被験者が治験の途中で参加を取り止めようとする場合、又は取り止めた場合には、被験者はその理由を明らかにする必要はないが、治験責任医師又は治験分担医師は、被験者の権利を十分に尊重した上で、その理由を確認するための適切な努力を払わなければならない。

(治験実施計画書からの逸脱等)

第 17 条 治験責任医師又は治験分担医師は、治験依頼者との事前の文書による合意及び治験審査委員会の事前の審査に基づく文書による承認を得ることなく、治験実施計画書からの逸脱又は変更を行ってはならない。ただし、被験者の緊急の危険を回避するためのものであるなど医療上やむを得ないものである場合又は治験の事務的事項（例えば、電話番号の変更）のみに関する変更である場合には、この限りではない。

- 2 治験責任医師又は治験分担医師は、承認された治験実施計画書から逸脱した行為を理由のいかんによらず全て記録しなければならない。治験責任医師は、その理由等を説明した記録を作成して治験依頼者に提出し、その写を保存しなければならない。
- 3 治験責任医師又は治験分担医師は、被験者の緊急の危険を回避するためのものである等医療上やむを得ない事情のために、治験依頼者との事前の文書による合意及び治験審査委員会の事前の承認なしに治験実施計画書からの逸脱又は変更を行うことができる。その際には、治験責任医師は、逸脱又は変更の内容及び理由並びに治験実施計画書の改訂が適切な場合にはその案を治験実施計画からの逸脱に関する報告書(様式 18-1)にて、可能な限り早急に病院長及び病院長を経由して治験審査委員会に提出してその承認を得るとともに、病院長の了承及び病院長を経由して治験依頼者の合意を文書で得なければならない。

第 5 章 治験薬等の管理

(治験薬等の管理)

第 18 条 治験薬および治験機器(以下「治験薬等」という)の管理責任は 病院長が負うものとする。

- 2 病院長は、原則として治験薬等を保管、管理させるため薬剤部長又はそれに準じる者を

治験薬等管理者とし、病院内で実施される治験薬等を管理させるものとする。

なお、治験薬等管理者は必要に応じて治験薬等管理補助者を指名し、治験薬等の保管、管理を行わせることができる。

- 3 治験薬等管理者は、治験依頼者等が作成した治験薬等の取扱い及び保管、管理並びにこれらの記録に際して従うべき指示を記載した手順書に従って、またG C P等を遵守して適正に治験薬等を保管、管理する。
- 4 治験薬等管理者は次の業務を行う。
 - (1) 治験薬等を受領し、治験薬等受領書を発行する。
 - (2) 治験薬等の保管、管理及び払い出しを行う。
 - (3) 治験薬等管理表及び治験薬等出納表を作成し、治験薬等の使用状況及び治験進捗状況を把握する。
 - (4) 被験者からの未使用治験薬等の返却記録を作成する。
 - (5) 未使用治験薬等（被験者からの未使用返却治験薬等、使用中途の治験薬等、使用期限切れ治験薬等、欠陥品を含む）を治験依頼者等に返却し、未使用治験薬等返却書を発行する。
 - (6) その他、第3項の治験依頼者等が作成した手順書に従う。
- 5 治験薬等管理者は、治験実施計画書に規定された量の治験薬等が被験者に投与されていることを確認する。

第6章 治験事務局

（治験事務局の設置及び業務）

第19条 病院長は、治験の実施に関する事務及び支援を行う者を指名し、治験事務局として治験管理室を設けるものとする。

- 2 治験管理室の構成及び業務等は「日本大学医学部附属板橋病院治験管理室設置・運営内規」に定めるものとする。

第7章 記録の保存

（記録の保存責任者）

第20条 病院長は、医療機関において保存すべき必須文書の保存責任者を指名するものとする。

- 2 記録ごとに定める保存責任者は次のとおりとする。
 - (1) 診療録、検査成績報告書、説明・同意書等：病歴課課長(又はその代理の者)
 - (2) 治験受託に関する文書等：薬剤部長及び庶務課課長(又はその代理の者)
 - (3) 治験薬に関する記録（治験薬管理表、治験薬出納表、被験者からの未使用薬返却記

録，治験薬納品書，未使用治験薬受領書等)：治験薬管理者
(4) 契約に関する文書等：庶務課課長(又はその代理の者)

- 3 病院長又は記録の保存責任者は，医療機関において保存すべき必須文書が第 21 条第 1 項に定める期間中に紛失又は廃棄されることがないように，また，求めに応じて提示できるよう措置を講じるものとする。

(記録の保存期間)

第 21 条 病院長は，医療機関において保存すべき必須文書を，治験にあつては下記の(1)又は(2)の日のうちいずれか遅い日まで，製造販売後臨床試験にあつては再審査又は再評価が終了する日までの期間保存するものとする。ただし，治験依頼者等がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には，保存期間及び保存方法について治験依頼者等と協議するものとする。

- (1) 当該被験薬に係る製造販売承認日（開発が中止された場合には開発中止が決定された日から 3 年が経過した日）
(2) 治験の中止又は終了後 3 年が経過した日

- 2 病院長は，治験依頼者等より前項にいう承認取得あるいは開発中止の連絡を医薬品製造販売承認取得・開発中止報告書（様式 24）をもって受けるものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 本治験に係る業務に関する手順書は，平成 10 年 2 月 1 日より施行する。

以 上

「治験に係る業務に関する手順書」改訂箇所< 2005.9 >

<変更箇所>

- (1) 第1条に厚生労働省令や通知に関する記載を追加する。(理由：新たに省令や通知がだされたため)
- (2) 「市販後」 「製造販売後」(理由：省令が改正されたため)
- (3) 「製造(輸入)」 「製造販売」(理由：省令が改正されたため)
- (4) 「用具」 「機器」(理由：新たに省令が施行されたため)
- (5) 第1条に「医薬品」から「医療機器」,「治験薬」から「治験機器」,「被験薬」から「被験機器」への読み替えに関する記載を追加する。(理由：新たに省令が施行されたため)
- (6) 第5章に医療機器の管理に関する記載を追加する。(理由：新たに省令が施行されたため)
- (7) 第21条「再審査又は再評価が終了した日から5年間経過した日まで」
「再審査又は再評価が終了する日まで」
(理由：省令が改正されたため)